

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|--------------------------------------|----------------------|--|------|-------|
| 1 | ④消費下支え等を通じた生活者支援 | 防犯カメラ設置支援物価高騰対策事業 | ①犯罪防止及び安全で安心なまちづくりを推進し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による町民への影響を軽減するため、防犯活動の補完として防犯カメラを設置する費用に対し、補助金を交付し、経済的負担軽減を図る。 ②防犯カメラの設置等費用に対する補助金 ③補助率:対象経費の1/2 補助金:(上限)30,000円×100世帯=3,000,000円 (うち2,000,000円に交付金を充当) 事務費:振込手数料16,000円 ④町民 | R8.5 | R9.1 |
| 2 | ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 | 防犯灯管理支援物価高騰対策事業 | ①物価高騰に伴い、行政区等が管理する防犯灯の電気料金が高騰していることから、電気料金の一部を補助することにより、経済的負担の軽減と犯罪発生への抑止を図る。 ②町内2,220基ある行政区等が管理する防犯灯使用に係る電気料金に対し、1基あたり年間1,500円を補助。 ③補助金:1,500円×2,220基=3,330,000円 (うち2,000,000円に交付金を充当) 事務費:160円×105件=16,800円 ④行政区等 | R8.6 | R8.12 |
| 3 | ⑧農林水産業における物価高騰対策支援 | 水稲病害虫防除物価高騰対策補助金交付事業 | ①昨今の農業資材高騰は、農家経営を圧迫し、特に、農業の原料の多くは輸入依存が高く、不安定な世界情勢や円安の影響で価格が高騰している。こうした中、近年、温暖化により、冬が高温化したことで、カメムシ等の発生率が増加しており、薬剤費の高騰と薬剤散布量の増加により、生産者負担が増大している。水稲の品質低下及び収量減少の要因となっているカメムシ等の害虫防除を徹底し、生産者の安定経営と産地の持続を図ることを目的として、薬剤散布に係る費用の一部を支援する。 ②5ha未満:[上限額]10a当たり1,000円、5ha以上:[上限額]一律50,000円を補助。 ③30a以上~5ha未満 @1,000円/10a×8,448=8,448,000円・・・① 5ha以上 @50,000円×50件=2,500,000円・・・② (①+②のうち7,989,000円に交付金を充当) 事務費(消耗品費、郵便料、振込手数料等) 216,000円・・・③ ④下記の全ての要件に該当する生産者 ・町内に住所を有する個人又は町内に本店若しくは主たる事務所を有する法人であること ・自ら薬剤を購入し散布した者、薬剤散布事業者等に委託して散布した者 | R8.5 | R8.11 |
| 4 | ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 | 中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金 | ①エネルギー価格をはじめ、物価高騰の影響が続く事業者に対し、支援金を給付することにより経費負担を軽減し、町内中小企業等の町内での事業継続を支援する。 ②一律30,000円 ③支援金:30,000円×1,000事業所=30,000,000円 (うち20,000,000円に交付金を充当) 事務費(郵便料、振込手数料等):408,000円 ④町内に事業所を有し、今後も町内で事業を継続する意思がある中小企業 | R8.4 | R8.12 |
| 5 | ④消費下支え等を通じた生活者支援 | 生活者等支援のための水道料金減免 | ①物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の経済的な負担を幅広く軽減することを目的とする。 ②水道料金の基本料金を減免(3ヶ月分) ③減免額:24,263,701円×3ヶ月分=72,791,103円 (うち71,000,000円に交付金を充当) 事務費(システム改修費):1,485,000円 ④町の水道を利用している全世帯及び事業者(地方公共団体及び国の施設は除く) | R8.4 | R8.9 |
| 6 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 高校生等新生活スタート応援事業 | ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援として、新高校生等の保護者に対し、高校生等新生活スタート応援給付金を支給することにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図る。 ②生徒1人当たり30,000円 ③給付金:30,000円×230人=6,900,000円 (うち6,500,000円に交付金を充当) 事務費(消耗品費、印刷製本費、郵便料等):86,000円 ④令和9年1月1日時点で町の住民基本台帳に登録されており、3月1日現在で中学校卒業見込みのある者(町外の中学校を含む)の保護者 | R9.1 | R9.3 |
| 7 | ①食料品の物価高騰に対する特別加算 ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 学校給食費物価高騰対策支援事業 | ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対し、学校給食費を支援することにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図る。 ②物価高騰(物価上昇率 約37%・R3年度対比)に伴う給食費値上げ相当分の支援と、中学生の保護者に対し、給食費の全額支援(実質無償化)を行う。 ・期間:令和8年4月分から令和9年3月分まで(8月を除く11ヶ月分) ・支援額:中学生(物価高騰分)月額1,665円/人、中学生(給食費支援分)月額4,300円/人 ③物価高騰分:1,665円/人・月×639人×11ヶ月=11,703,285円 給食費支援分:4,300円/人・月×639人×11ヶ月=30,224,700円 (うち39,000,000円に交付金を充当) ④町立中学校に通う生徒639人の保護者 ※教職員分は含まれていない。 | R8.4 | R9.3 |